



第127回

定時株主総会 招集ご通知

»»
Steel



««
Wheel



»»
Undercarriage



««
Other



Robot



Mica

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、株主様と当社役職員の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面（議決権行使書）またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

トピー工業株式会社

証券コード 7231



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、昨年より世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症による災禍の影響を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。コロナ禍が未だ続いている状況ではございますが、予定通り当社第127回定時株主総会を6月24日(木曜日)に開催する運びとなりましたので、ここに招集ご通知をお届けいたします。第127期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っておりますので、株主の皆様におかれましては、状況にご留意いただき、ご来場いただくほかに、書面(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

2021年6月

代表取締役社長 高松信彦

トピー工業グループの存続と
発展を通じて、
広く社会の公器としての
責務を果たし、
内外の信頼を得る。

当社グループは、顧客の満足を
得られる品質とコストを追求した商
品を提供することで、社会の発展に
寄与し、また、適時・適切な情報
開示、地域社会への貢献、地球環
境問題への積極的な取り組み等
を通じて、企業として社会的責任を果
たしていくことにより、当社の企業
価値ひいては株主の皆様の共同の
利益を一層高めていくことを使命と
しております。

第127回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内 新型コロナウイルス感染拡大防止への 対応について	3 5
株主総会参考書類	6
事業報告	12
1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	20
3. 新株予約権等の状況	20
4. 会社役員の状況	21
5. 会計監査人の状況	25
6. 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況	26
7. 会社の支配に関する基本方針	30
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	32
計算書類	33
連結計算書類	
連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
連結株主資本等変動計算書	35
計算書類	
貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38
監査報告	39
連結計算書類に係る会計監査報告	39
計算書類に係る会計監査報告	41
監査役会の監査報告	43

証券コード 7231
2021年6月2日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

トピー工業株式会社

代表取締役社長 高松信彦

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましても、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（議決権行使書）またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）を通じて、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、インターネットにより議決権をご行使される際には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第127期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第127期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 議 案 取締役7名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - 1) 書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.topy.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

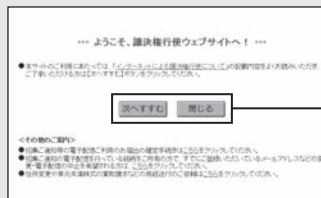
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

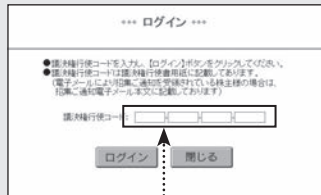
議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

株主様へのお願い

- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面（議決権行使書）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 書面（議決権行使書）及びインターネットによる議決権の行使期限は2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までとなっておりますのでご注意ください。詳細につきましては、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

ご来場される株主様へのお願い

- ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用やアルコール消毒や検温等にご協力をお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることからご用意できる席数に限りがあり、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- 発熱があると認められる方や体調がすぐれないようにお見受けされる方、感染防止対策へのご協力を得られない方は、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- 開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行い、できる限り短時間で行う予定でありますので、ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
- ご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社の対応

- 当社役職員は、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで本株主総会に参加いたします。
- 運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付のほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.topy.co.jp/>) に掲載する情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



議案 取締役7名選任の件



本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名 (年齢)	当社における役職名・委嘱職掌 及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 高松信彦 (満66歳)	代表取締役社長	17/17回 (100%)	4年
2	再任 齋藤徳夫 (満64歳)	取締役副社長社長補佐 営業管掌	17/17回 (100%)	6年
3	新任 大洞勝義 (満61歳)	専務執行役員経営企画、財務管掌	—	—
4	新任 武澤雅吉 (満60歳)	常務執行役員技術、業務改革推進、安全、スマート化 推進管掌	—	—
5	再任 山口政幸 (満60歳)	常務取締役総務、人事、リスクマネジメント管掌	13/13回 (100%)	1年
6	再任 桐山毅 (満58歳)	社外 取締役 株式会社価値総合研究所代表取締役社長、株式会社日 本経済研究所代表取締役専務 社外 独立	13/13回 (100%)	1年
7	新任 金子浩子 (満56歳)	社外 弁護士、神鋼商事株式会社社外監査役 社外 独立	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桐山毅氏及び金子浩子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、桐山毅氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。また、金子浩子氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、桐山毅氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、金子浩子氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによる生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者の当社における役職名・委嘱職掌及び重要な兼職は、本招集ご通知発送日現在のものであります。
6. 山口政幸氏及び桐山毅氏の取締役会出席状況につきましては、2020年6月24日取締役就任以降のものを記載しております。
7. 各候補者の年齢及び取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。なお、取締役在任年数は、過去における合計を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
1	<p>(再任)</p>  <p>たかまつ のぶ ひこ 高松 信彦 (1955年6月2日生)</p>	<p>1979年4月 新日本製鐵株式会社入社 2011年4月 同社執行役員製鋃技術部長 2012年4月 同社顧問 ウジミナス社執行役員技術・品質担当 2014年8月 同社副社長経営企画担当 2016年4月 新日鐵住金株式会社常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長 2016年9月 ウジミナス社取締役 2017年4月 当社専務執行役員社長補佐 新日鐵住金株式会社顧問 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)</p>	8,300株
<p>[取締役候補者とした理由] 2017年6月から当社グループの経営全般を統括しております。鉄鋼事業や海外事業等の分野に精通し、特にグローバル展開における知識と実行力は卓越しております。経営環境が激変する現状において、顧客の情報を的確に捉える情報収集力、分析力や臨機応変に経営戦略を構築し遂行する論理性、柔軟性、それを社内外に浸透させる強力な発信力等、経営を担うに十分な力量を発揮しています。加えて、「働きがい向上」やイノベーション推進による「新生トピー」構築への取り組み等、当社100周年に向けた全体統括者としての役割が期待できます。さらには、新型コロナウイルスの影響を含む業績の大きな悪化からの回復と現在取り組んでいる事業構造改革の完遂には、強力なリーダーシップが必要であり、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>(再任)</p>  <p>さいとう のり お 齋藤 徳夫 (1956年12月13日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員プレス事業部副事業部長 2011年6月 当社取締役プレス事業部長 2013年4月 当社取締役常務執行役員プレス事業部長 2013年6月 当社常務執行役員プレス事業部長 2015年4月 当社常務執行役員経営企画部長 2017年4月 当社専務執行役員経営企画部、財務部管掌 2017年6月 当社専務取締役経営企画部、財務部管掌 2018年4月 当社専務取締役経営企画部、財務部、営業総括部管掌 2019年4月 当社取締役副社長社長補佐 経営企画、財務、営業管掌 2021年4月 当社取締役副社長社長補佐 営業管掌(現任)</p>	6,790株
<p>[取締役候補者とした理由] 2019年4月から経営企画、財務、営業を管掌し、社長補佐、当社グループ全体の経営計画、事業戦略の統括等、課題の多い現在の経営判断に貢献しております。海外駐在やスチール、プレス、造機の主要3事業部の営業部門長、経営企画部長を歴任し、その豊富な知識のみならず、顧客との交流も深く、幅広い人脈を有しております。本人の持つ人格・識見・実行力から人望も厚く、会社全体の企画業務にも長けており、社長補佐に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
3	<p>新任</p>  <p>だい どう かつ よし 大 洞 勝 義 (1959年12月3日生)</p>	<p>1982年 4月 当社入社 2013年 4月 当社執行役員財務部長 2016年 4月 当社執行役員スチール事業部長 2018年 4月 当社常務執行役員内部監査部長 2021年 4月 当社専務執行役員経営企画、財務管掌（現任）</p>	2,400株
<p>[取締役候補者とした理由] 財務部長、スチール事業部長、内部監査部長を歴任し、長年の財務部門に加え、経営企画や管理部門に携わった豊富な知識と経験やバランスの良い分析力、企画力、発信力と当社グループ全般にわたる人脈を有しております。また、経営企画部経営企画業務担当部長やスチール事業部長として、国内外セグメント子会社の統括を含む事業管理や運営も経験しており、至近では内部監査部長として、内部統制の確立、展開にとどまらず、既存の内部監査の枠組みを越えた業務拡充に取り組み、当社グループ全体の業務効率化を強力に推進いたしました。上記に基づき、当社全体を見渡す観点を持って経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>新任</p>  <p>たけ ざわ まさ よし 武 澤 雅 吉 (1961年2月18日生)</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2015年 4月 当社執行役員業務改革推進部長 2017年 4月 当社常務執行役員IoT推進部長 2018年 4月 当社常務執行役員IoT推進部長兼技術部長 2021年 4月 当社常務執行役員技術、業務改革推進、安全、スマート化推進管掌（現任）</p>	3,500株
<p>[取締役候補者とした理由] 豊橋製造所長、IoT推進部長、技術部長、業務改革推進部長を歴任し、鉄鋼部門、IoT部門、技術部門での豊富な知識と経験を有しております。また、経営企画部関係会社業務担当部長として、国内外セグメント子会社の統括を含む事業管理や運営も経験しており、至近ではIoT推進部長、技術部長として、基幹情報システムの導入を通じた業務効率化や中期経営計画「Growth & Change 2021」で掲げた「イノベーションへの挑戦」に基づく技術革新、技術人財育成、スマートファクトリー化等の諸施策の計画策定と実行において強力なリーダーシップを発揮いたしました。上記に基づき、当社全体を見渡す観点を持って経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
5	<p>〔再任〕</p>  <p>山口 政幸 (1960年7月17日生)</p>	<p>1984年4月 三田工業株式会社入社 1999年10月 当社入社 2013年4月 当社執行役員総務部長兼秘書室長 2017年4月 当社執行役員内部監査部長 2018年2月 当社常務執行役員リンテックス株式会社代表取締役社長 2018年3月 当社顧問、リンテックス株式会社代表取締役社長 2020年4月 当社常務執行役員総務、人事、リスクマネジメント管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐 2020年6月 当社常務取締役総務、人事、リスクマネジメント管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐 2021年4月 当社常務取締役総務、人事、リスクマネジメント管掌 (現任)</p>	3,527株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 2020年4月から総務、人事、リスクマネジメントを管掌し、「新生トピー」に向けたより高いレベルのコーポレートガバナンスの推進、構造改革における重点課題への取り組み等、課題の多い現在の経営判断に貢献しております。秘書室長、総務部長、内部監査部長を歴任し、経営組織、コーポレートガバナンスの多岐にわたる分野の知識が豊富なだけでなく、グループ全般に加えて社外にも広く人脈を有しており、当社グループの事業構造改革を推進していく上で管理部門の統括者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>〔再任〕</p>  <p>桐山 毅 (1962年8月26日生)</p> <p>〔社外〕 〔独立〕</p>	<p>1986年4月 日本開発銀行入行 2008年6月 日本政策投資銀行ロンドン首席駐在員 2010年4月 DBJ Europe Limited CEO 2013年9月 株式会社日本政策投資銀行産業調査部長 2015年6月 同行執行役員企業投資部長 2018年6月 DBJアセットマネジメント株式会社取締役会長 2020年6月 当社取締役 (現任) 株式会社価値総合研究所代表取締役社長 (現任) 株式会社日本経済研究所代表取締役専務 (現任)</p>	0株
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕 金融機関において国際業務と投資業務で培った豊富な知識と経験を有しており、国際業務においては現地法人の開設における新しいビジネスモデルの構築、投資業務においては製造業等における事業再生の実績を有しております。取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上に貢献しており、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に対する貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の株式数
7	<p>新任</p>  <p>金子浩子 (1964年10月15日生) [社外] [独立]</p>	<p>1997年4月 弁護士登録（現在に至る） 2006年3月 ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る） 2019年6月 神鋼商事株式会社社外監査役（現任）</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 弁護士として長年培った企業法務や訴訟、労働法等の法律に関する豊富な知識と経験を有しており、米国留学での法学修士の学位やニューヨーク州弁護士資格も有しております。また、社外監査役として企業経営や企業監査にも関与しております。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記に基づき取締役会の適法性と実効性の確保及び安定化への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

(ご参考)

<取締役会の構成>

当社は、取締役を9名以内と定款で定め、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保のため、人格・識見・実行力ともに優れ、当社グループの事業に精通した業務執行取締役及び独立した立場の社外取締役のバランスに配慮し、適切と思われる人物で構成することとしております。

<役員候補の指名方針と手続き>

当社では、役員は人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うできる者とし、業務執行取締役候補及び社内監査役候補には当社グループの事業に精通した者を、社外取締役候補及び社外監査役候補には高い独立性と専門性を有する者を指名しております。

当社の役員候補は、任意の機関である指名諮問委員会において審議し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。社長等の業務執行取締役の再任指名は、会社業績等の評価を踏まえて、毎年、指名諮問委員会で審議しております。指名諮問委員会は、社外委員2名、社内委員1名で構成しております。

また、社長等の業務執行取締役に法令・定款違反等の事由が生じた場合には、当該取締役の役位や委嘱職掌の解職及び株主総会に対する解任議案の提出を取締役会で決定することとしております。

<独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、かつ、属性情報の開示が求められる主要株主や取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付先の業務執行者等については、当社との利害関係を勘案し、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により各国で経済活動等の制限を強いられ、大きく落ち込みました。年度後半には持ち直しの動きが見られたものの、米国や欧州、東南アジア等は、コロナ禍以前の水準には回復せず、厳しい状況が続きました。わが国経済においても、国内外の経済活動の再開や各種政策の効果等により、輸出や鉱工業生産等に改善の動きが見られたものの、コロナ禍からの本格的な回復には至らず、景気は総じて低調に推移いたしました。

このような経営環境下、当社グループは、新型コロナウイルスの感染防止策を講じつつ、顧客への安定供給に注力いたしました。また、全社経営改革委員会を設置し、大幅な需要の減少に即応した生産稼働体制の見直しや報酬及び給与の減額等による固定費の圧縮、休業の実施による雇用調整助成金の受給等、緊急収益改善策に取り組んでまいりました。加えて、中期経営計画「Growth & Change 2021」に沿って、鉄鋼事業において独自製品の開発・拡販等を行うとともに、自動車・産業機械部品事業においてはグループ生産体制の最適化の検討を進めました。また、従業員の健康や活力を向上させる取り組みを進め、「健康経営優良法人2021」に当社が認定される等、持続可能なESG経営基盤の強化にも注力してまいりました。

当連結会計年度における業績につきましては、厳しい経営環境の中、自動車・産業機械部品事業における需要の大幅な減少や、年度後半での鉄スクラップ価格の急騰等の影響を受け、売上高は225,121百万円（前期比14.5%減）、営業損失2,943百万円（前期 営業利益2,851百万円）、経常損失575百万円（前期 経常利益3,597百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の計上等により578百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失4,497百万円）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2) セグメント別の状況 セグメント別売上高

セグメントの名称	2019年度 (前連結会計年度) (第126期)		2020年度 (当連結会計年度) (第127期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼事業	73,404	27.9	75,657	33.6	2,252	3.1
自動車・産業機械部品事業	174,015	66.1	136,113	60.4	△37,902	△21.8
発電事業	9,326	3.5	7,583	3.4	△1,742	△18.7
その他	6,558	2.5	5,767	2.6	△791	△12.1
合計	263,305	100.0	225,121	100.0	△38,183	△14.5

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<鉄鋼事業>

鉄鋼業界は、製造業において鋼材需要が大幅に減少し、粗鋼生産は大きく落ち込みましたが、年度後半には持ち直しの兆しが見られました。その中で、電炉業界は、コロナ禍から回復した中国の鉄鋼需要の急増等によって主原料である鉄スクラップ価格が年度後半に大幅に上昇する等、厳しい状況が続きました。

このような環境下、当社グループは、輸出や建設向け販売等に注力し数量は前期を上回り、売上高は75,657百万円（前期比3.1%増）となりました。また、緊急収益改善によるコスト削減に取り組んだものの、鉄スクラップ価格の急激な上昇に対して販売価格の改善が追い付かず、営業利益は1,293百万円（前期比68.8%減）となりました。

<自動車・産業機械部品事業>

自動車業界においては、年度後半に持ち直しの動きが見られたものの、年度前半における国内外の需要の低迷や工場の操業停止等があり、世界各国で生産が落ち込みました。建設機械業界は、中国に加え、その他地域においても経済活動の再開とともに回復基調となり、油圧ショベルの生産は堅調に推移しました。一方、鉱山機械につきましては、年度終盤に回復したものの、年度前半における低迷を挽回するには至りませんでした。

このような環境下、当社グループは、緊急収益改善策によるコスト削減を実行するとともに、持続的な成長が可能な事業収益力の強化に向けた構造改革案の検討を進めました。しかしながら、年度前半の大幅な販売数量の減少の影響を受け、売上高は136,113百万円（前期比21.8%減）、営業損失は221百万円（前期 営業利益1,657百万円）となりました。

<発電事業>

地球温暖化問題を背景とした石炭火力発電の抑制の動きや価格競争の激化等の影響により、厳しい事業環境が続きました。このような環境下、事業計画に沿って安定した電力供給に努めたものの、売上高は7,583百万円（前期比18.7%減）、営業利益は165百万円（前期比80.6%減）となりました。

<その他>

土木・建築事業、「トピレックプラザ」（東京都江東区南砂）等の不動産賃貸及びスポーツクラブ「OSSO」の運営、合成マイカ及びクローラーロボットの製造・販売等を行っております。新型コロナウイルス感染拡大の影響によりスポーツクラブや化粧品向けマイカ等の売上が減少したため、売上高は5,767百万円（前期比12.1%減）、営業損失は185百万円（前期 営業利益893百万円）となりました。

3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、10,371百万円であります。その主なものは鉄鋼事業及び自動車・産業機械部品事業における生産性向上のための設備投資です。

4) 資金調達の状況

2014年12月にシンジケートローンによる長期借入（9,200百万円）を実行いたしました。シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。当連結会計年度末における借入実行残高は1,840百万円です。

また、2020年11月に第28回無担保普通社債（発行総額5,000百万円）を発行いたしました。

5) 対処すべき課題

現在世界経済は、経済活動の落ち込みから大きく改善に向かうことが期待されるものの、新型コロナウイルスの感染再拡大による社会経済活動の制限や自粛、米中対立等の不安定材料があり、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が継続するものと思われまますが、コストに見合った販売価格の形成を進めてまいります。

当社グループは、2019年度から2021年度を実行期間とする中期経営計画「Growth & Change 2021」（G&C 2021）を実行しております。2012年度から「Growth & Change」をスローガンに掲げた一連の中期経営計画で、「グローバルでの“成長”」と「高収益体質への“変革”」に取り組んでまいりました。海外需要の拡大と国内需要の縮小という長期トレンドに変化はなく、G&C 2021は、G&Cの最終ステージと位置づけています。「G&Cの完遂と次なる成長に向けて」を基本方針として、G&C 2018で拡充した事業の収益力向上に軸足を置き、次なる成長に向けたキャッシュ・フロー創出能力の拡大を図ります。並行して、お客様や社会のニーズを捉えた新事業・新製品の開発に引き続き取り組み、2021年の当社創立100周年を越えて持続的な成長を目指します。

数値目標	2021年度	計数計画	2021年度
売上高営業利益率	5.0%	売上高	3,200億円
自己資本利益率 (ROE)	8.5%	(海外売上高比率)	(33%)
総資産事業利益率 (ROA)	5.7%	営業利益	160億円
D/Eレシオ	0.52	親会社株主に帰属する当期純利益	110億円

<鉄鋼事業>

新鋭化製鋼工場の能力を最大限発揮するとともに、フォークリフト用マストレールやトンネル用セグメント部材をはじめとした当社独自の異形鋼や日本初となる異形鉄筋の新製品TACoil（ティーエーコイル）等の豊富な製品群を持つ強みを生かして販売量の拡大を図ります。

<自動車・産業機械部品事業>

自動車用ホイールは、スチールホイールの国内需要の減少に対応した生産体制の最適化やアルミホイールの国内外需要の拡大に対応した生産・販売連携等によるシナジー効果の最大化を目指します。加えて、重点投資と継続的改善により生産拠点の競争力を強化し、グローバルで拡大する需要の捕捉と収益力向上を図ってまいります。さらに、自動車メーカーの車体軽量化ニーズやEVの普及等に対応し、魅力ある製品開発を推進します。

建設機械用足回り部品及び鉱山機械用超大型ホイールは、グローバルサプライヤーとしてお客様の信頼をさらに高めるとともに、成長市場への供給体制の構築や補給品ビジネスの強化・拡大に取り組み、成長と安定した収益を目指します。

<発電事業>

周辺環境との調和を最大限に配慮した発電設備による安定した稼働体制の維持及び電気の供給に引き続き注力してまいります。

<その他>

化粧品基礎原料である合成マイカは、高い透明感や安全性が評価されています。肌ざわりの良い着色マイカを多彩な製品バリエーションに加えて、国内外に販売を拡大します。

クローラーロボットは、高い段差乗り越え性能や悪路の走破性、前後左右の自在走行及び自動走行等の当社独自の機能を備えており、従来のタイヤ方式に代わるAGV（自動搬送台車）として、労働力不足を背景に需要拡大が見込まれる市場に本格参入します。

6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第124期)	2018年度 (第125期)	2019年度 (第126期)	2020年度 (当連結会計年度) (第127期)
売上高(百万円)	230,462	286,227	263,305	225,121
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	8,034	9,357	3,597	△575
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	5,500	7,114	△4,497	578
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失(△)	234.25	302.85	△191.42	24.70
総資産額(百万円)	248,102	284,198	254,659	264,672
純資産額(百万円)	109,859	112,362	103,800	108,385

- (注) 1. 2017年度(第124期)は、鉱工業生産や設備投資の増加基調等により、わが国経済は緩やかに回復いたしました。建設機械用足回り部品や鉱山向け超大型ホイールの販売数量の増加等により、売上高及び経常利益は増加いたしました。
2. 2018年度(第125期)は、雇用情勢の改善に加え、設備投資が増加基調で推移したことにより、わが国経済は緩やかな回復傾向で推移しました。建設機械用足回り部品等の販売数量の増加や、自動車用ホイール事業の新規連結効果等により売上高が増加いたしました。
3. 2019年度(第126期)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、わが国の景気は大幅に下押しされました。自動車・産業機械部品事業の販売数量の大幅な減少に加え、投資有価証券評価損等により減収減益となりました。
4. 2020年度(当連結会計年度)の状況は、前記「1. 企業集団の現況に関する事項」の1)、2)に記載したとおりであります。
5. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度(第125期)の期首から適用しており、2017年度(第124期)の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
7. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

7) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーアメリカ, INC.	百万米ドル 63	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯(中国)有限公司	百万人民元 606	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	億ルピア 7,105	% 90.4	自動車用ホイールの製造、販売
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V.	百万ペソ 867	% 95.0	自動車用ホイールの製造、販売
アサヒテック・アルミニウム・タイランド	百万バーツ 1,480	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売

8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品・事業内容
鉄鋼事業	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品事業	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
発電事業	電力卸販売
その他	合成マイカ、クローラーロボット、屋内外サインシステム、土木・建築事業、不動産賃貸、スポーツ施設の運営等

9) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店
名古屋支店 名古屋市中区 大阪支店 大阪府中央区
- (3) 生産拠点
豊橋製造所 愛知県豊橋市 豊川製造所 愛知県豊川市
綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市 神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点
技術センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社
トピー実業株式会社 東京都品川区
トピー海運株式会社 愛知県豊橋市
九州ホイール工業株式会社 福岡県京都郡苅田町
株式会社三和部品 茨城県坂東市
トピーアメリカ, INC. 米国ケンタッキー州
福建トピー汽車零件有限公司 中国福建省
トピー履帯(中国)有限公司 中国山東省
トピーパリンダ マニファクチャリング インドネシア インドネシア西ジャワ州
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. メキシコ グアナファト州
アサヒテック・アルミニウム・タイランド タイ国 チョンブール県

10) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼事業	978 (120)名	34 (△2)名
自動車・産業機械部品事業	4,741 (592)名	△75 (△263)名
発電事業	31 (0)名	△2 (0)名
その他	198 (39)名	21 (3)名
全社(共通)	205 (5)名	△6 (2)名
合計	6,153 (756)名	△28 (△260)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
 2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,854名	△5名	41.0才	18.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計268名)は含めておりません。

11) 当社の主な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	10,255
株式会社りそな銀行	5,295
株式会社横浜銀行	4,860
株式会社三菱UFJ銀行	4,390
みずほ信託銀行株式会社	2,010
農林中央金庫	1,925

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1) 発行可能株式総数 | 88,300,000株 |
| 2) 発行済株式の総数 | 24,077,510株 |
| 3) 株主の総数 | 11,773名 |
| 4) 大株主及びその持株数（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	4,818,264株	20.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,130,800株	4.84%
ト ピ ー フ ァ ン ド	1,103,010株	4.72%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	975,134株	4.18%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	787,802株	3.37%
ト ピ ー 工 業 社 員 持 株 会	603,843株	2.59%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	566,346株	2.43%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	489,300株	2.10%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	432,600株	1.85%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	413,605株	1.77%

- (注) 1. 当社は、自己株式を729,296株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役等向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. トピーファンドは、当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	837株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、後記「4. 会社役員の場合」の4)に記載しております。
2. 在任中の取締役への株式の交付はありません。上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

役職名	氏名	委嘱職掌及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高松信彦	
取締役副社長	齋藤徳夫	社長補佐 経営企画、財務、営業管掌
専務取締役	木下浩幸	技術、業務改革推進、安全、スマート化推進管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐
常務取締役	山口政幸	総務、人事、リスクマネジメント管掌 経営企画に関する事項につき、齋藤副社長を補佐
取締役	森脇純夫	弁護士、石井法律事務所パートナー、JSR株式会社社外監査役
取締役	桐山毅	株式会社価値総合研究所代表取締役社長、株式会社日本経済研究所代表取締役専務
常勤監査役	小川幸弘	
常勤監査役	坂本弘一	
監査役	川岸哲哉	TANAKAホールディングス株式会社顧問
監査役	酒井明夫	明治安田損害保険株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役森脇純夫氏及び桐山毅氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川岸哲哉氏及び酒井明夫氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役川岸哲哉氏及び酒井明夫氏は、金融機関において培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役森脇純夫氏及び桐山毅氏ならびに監査役川岸哲哉氏及び酒井明夫氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は次のとおりです。
 ・取締役桐山毅氏は、2020年6月をもってDBJアセットマネジメント株式会社取締役会長を退任し、株式会社価値総合研究所代表取締役社長及び株式会社日本経済研究所代表取締役専務に就任いたしました。
 6. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の役職名
熊澤 智	2020年6月24日	任期満了	取締役
井上 毅	2020年6月24日	任期満了	取締役
川端 雅一	2020年6月24日	任期満了	監査役
醬油 和男	2020年6月24日	任期満了	監査役

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

4) 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役報酬規程（2012年6月28日制定、2020年5月29日最終改正。）その他取締役の報酬に係る社内規程等を決議し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。取締役報酬規程その他取締役の報酬に係る社内規程の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

① 基本方針

取締役の報酬等については、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しており、報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用する等、より客観性を高めています。

取締役の報酬は、報酬諮問委員会において決定方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定します。

報酬諮問委員会は、公正性、透明性の高い報酬制度とするため、社外委員2名、社内委員1名にて構成し、かつ社外委員が委員長に就任しております。

② 報酬（業績連動報酬等および非金銭的報酬等を含む。）に関する方針

業務執行取締役の報酬には、現金報酬及び株式報酬があります。そのうち、現金報酬は定額報酬及び前事業年度業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。現金報酬は、基本報酬の年額の12分の1に相当する額を月額報酬として毎月支給します。賞与は、会社の業績が極めて好調であった場合に、株主総会の承認を得て支給し、その支給日は都度取締役会が決定します。

現金報酬のうち前事業年度業績連動報酬は、前事業年度を対象期間とした会社業績と個人業績に連動します。基本報酬の30%を標準として、0%～75%の範囲で変動し、そのうち会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%～65%、個人業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%～10%としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は、中期経営計画に掲げた業績指標のうち、自己資本利益率（ROE）を主要指標として、総資産事業利益率（ROA）等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価と、経営活動その他の諸状況を考慮した定性的評価を加味したポイントに基づき算出いたします。

株式報酬は、信託を用いた株式報酬制度です。当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益意識の共有ならびに当社の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、中期経営計画の達成度に連動します。基本報酬の5%を標準として、0%～10%の範囲で変動し、中期経営計画に掲げた営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価によるポイントに基づき算出し、退任時に当社株式を交付します。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬と株式報酬の評価に係る業績指標につきましては、中期経営計画等で株主・投資家の皆様にお示しした収益、財務の健全性等の目標を勘案し、報酬諮問委員会における妥当性の議論・審議を経たうえで決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、定額報酬で構成される基本報酬のみとしています。

③ 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、前事業年度業績連動報酬を含む基本報酬、株式報酬及び賞与の個人別支給額の決定ならびに会社の業績その他必要に応じて基本報酬を臨時に減額することの決定としております。代表取締役社長へ委任する理由は、会社業績や各取締役の個人業績評価等を総合的に勘案し取締役の報酬額を決定するのは、会社業績全般に責任を負うとともに各取締役の個人業績評価を行う代表取締役社長が適任であると判断するためです。なお、委任された権限が代表取締役により適切に行使されるよう、会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬の支給割合は報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会が決定した内容に従うほか、取締役の個人別の報酬額について事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		定額報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	200	147	52	1	8
監査役	69	69	—	—	6
計 (うち社外役員)	270 (44)	216 (44)	52 (—)	1 (—)	14 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内(うち、社外取締役分2百万円以内)と決議いただいております(ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役1名)です。また別枠で、2016年6月23日開催の第122回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬として3年間で100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額1百万円が含まれております。
5. 業績連動報酬等に係る業績指標及び当該業績指標の選択理由ならびに業績連動報酬等の額または数の算定方法は、前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。また、当事業年度の業績連動報酬等の算定に係る当該業績指標の実績は、以下のとおりです。
- ・自己資本利益率(ROE) Δ 4.2%
 - ・総資産事業利益率(ROA) 1.4%
 - ・営業利益 2,851百万円
 - ・親会社株主に帰属する当期純損失 Δ 4,497百万円
6. 非金銭報酬等は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、非金銭報酬等として表示しております。非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、支給の条件等は前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に、また、当事業年度における交付状況は前記「2. 会社の株式に関する事項」の5)に記載しております。
7. 取締役会は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長高松信彦氏に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任された権限の内容、委任した理由及び委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置については、前記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

5) 社外役員に関する事項

役職名	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	森 脇 純 夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会意思決定における発言等により、取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上に貢献しております。
取締役	桐 山 毅	2020年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会意思決定における発言等により、取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上に貢献しております。
監査役	川 岸 哲 哉	2020年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会11回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。
監査役	酒 井 明 夫	2020年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会11回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。

5. 会計監査人の状況

1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3) 非監査業務の内容

社債発行に伴うコンフォートレター作成業務及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社グループは、「トピー工業グループの存続と発展を通じて、広く社会の公器としての責務を果たし、内外の信頼を得る。」を「グループ基本理念」とし、これに基づく具体的な行動基準として、「グループ行動規範」を定め、企業行動の指針とする。

また、業務の有効性及び効率性の向上や財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、その他当社グループの業務の適正を確保するため、以下の体制を構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・企業倫理遵守の基本精神に則り、「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を取締役及び使用人等全員へ周知する。
- ② 法令・企業倫理遵守を強化するために「リスクマネジメント委員会」を設置し、法令等遵守の施策を推進する。
- ③ 各部門の業務に関する法令一覧及び「グループ・コンプライアンスガイドブック」の活用、研修・説明会の実施等を通じて、事業活動に係わるコンプライアンスに関する取締役及び使用人等の責任を明確化し、社内規程を整備するとともに周知することで法令等遵守を推進する。
- ④ 内部通報に関する社内規程に従い、「グループ企業倫理相談室」及び「グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置し、法令・企業倫理遵守に関する取締役、使用人及び取引先等からの相談・通報への対応を行う。なお、これらの相談・通報については、秘密を厳守し、相談者・通報者に対し、当該相談・通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしない。

- ⑤ 社長直轄の内部監査部を置き、各部門等の内部統制システムの構築及び運用状況を監査する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、警察及び外部の専門機関と常に連携を取りながら断固として排除する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 法令ならびに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理を適切に行う。
 - ② 取締役及び監査役が当該情報を常時閲覧できる状態に維持する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクマネジメントに関する社内規程に従い、コンプライアンス、安全衛生・防災・環境、品質欠陥、天災地変、その他重大な損失を被るリスクに対し、各部門が主体的・継続的に取り組むことを基本とする。「リスクマネジメント委員会」は、その進捗状況を定期的に把握・評価するとともに各部門へ助言等を行い未然防止に努める。
 - ② 大規模災害等の緊急事態の発生に備え、事業継続計画を策定し、事業を維持・早期復旧させるための体制を整備する。
 - ③ 経営上の影響が大きい緊急事態が発生した場合、社長を本部長とする「特別対策本部」等を設置し、必要な対応を行う。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催、必要のある場合随時開催）において、法令または定款で定められた事項のほか、経営の基本方針をはじめ、「取締役会規程」に定める会社の重要事項を決議する。
 - ② 取締役会の審議が効率的に行われることを確保するため、取締役等で構成する経営会議（原則週1回開催）において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、業務執行の方針・計画及び実施についても審議し、適正な経営判断を行う。
 - ③ 執行役員制度により経営の機能を「経営意思決定機能」と「業務執行機能」に区分し、経営の活性化と効率化を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社の管理に関する社内規程に従い、当社グループが一体となった経営を行うために以下の体制を整備し、その適切な運用を図るとともに、グループ各社に相応しい内部統制システムの構築を指導する。

 - i グループ各社より当該グループ会社の事業方針・計画、決算等経営状況について適宜報告を受ける。
 - ii リスクマネジメントに関する社内規程に従い、グループ会社のリスクマネジメントを推進する。
 - iii グループ各社に対する経営管理担当部署、経営管理業務及び事前協議事項を定め、業績評価を事業年度ごとに実施するとともに、自律的な経営を促す。

iv 法令・企業倫理遵守に係る当社体制をグループ各社に準用し、その施策を推進するとともに、実施状況について把握・評価する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、必要に応じ、補助使用人を置く。
- ② 当該補助使用人の人事等については、取締役と監査役が事前協議の上決定する。
- ③ 当該補助使用人は監査役の指示の下で職務を補助する。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人等は、監査役に対し、法定の事項に加え、内部監査部の活動内容、常設委員会の活動内容、その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について報告する。
- ② グループ会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対し、法定の事項に加え、職務の執行状況その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、直接または当社関係部門を通じて報告する。
- ③ 内部通報に関する社内規程に準じ、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が取締役及び使用人等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じ、取締役または使用人等にその説明を求めることができる。
- ② 代表取締役は監査役との定期的な意見交換会を開催する。
- ③ 監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保する。
- ④ 監査役の職務執行に必要な費用は予算計上し、社内規程に従い、前払いまたは事後償還請求に応じる。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システムの有効性を確保するとともに、その継続的な改善を行うため、当社の内部監査部が、年間の監査方針及び監査計画に基づいて、会社法及び金融商品取引法の内部統制に関する当社グループのモニタリングを行っております。

(2) コンプライアンス体制

「グループ基本理念」及び「グループ行動規範」を定め、ウェブサイト、社内報、グループ・コンプライアンスガイドブック等を用いて、当社グループの役員及び従業員へ周知しております。また、当社のリスクマネジメント委員会の主導の下、当社の各部門及びグループ各社は、コンプライアンスの徹底についての年間活動計画を策定し、改善活動を推進するとともに、情報共有を行っております。加えて、当社の主管部門等が、当社グループの各階層に対する各種のコンプライアンス教育を実施しております。

内部通報制度については、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に秘密の厳守及び相談・通報者が不利益を受けない旨を規定するとともに、外部の弁護士事務所にも受付窓口を設けております。

(3) リスク管理体制

当社のリスクマネジメント委員会が主導して、当社の各部門及びグループ各社が、リスクマネジメントに関わる年間活動計画を策定し、改善活動を推進しております。また、当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生のおそれがある場合は、リスクマネジメント委員会等に報告され、リスクマネジメント体制を通じて、適宜指導を行っております。リスクマネジメント委員会の活動内容は、実効性を確認するため取締役会に報告しております。

大規模災害等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした特別対策本部を設置して対応する体制を構築しております。また、事業継続計画を策定し、定期的に見直すとともに、建物及び生産設備の耐震化、災害発生を想定した定期的な訓練等を行っております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定める会社の重要事項を決議しております。また、業務執行取締役等で構成する経営会議において、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、経営会議に出席していない社外取締役へは事前説明を行っております。加えて、「取締役会付議書の作成に関する細則」を定めて運用する等、取締役会の審議の効率化と意思決定の合理性の確保に努めております。

(5) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づいて、当社の主管部門がグループ各社から事業方針、計画、決算等について適宜報告を受け、重要事項については経営会議または取締役会において決裁しております。また、グループ各社の自律的な経営を促すとともに、グループ各社の業績やリスクマネジメントの状況等を評価項目とした経営健全度評価を年度ごとに実施し、この結果に基づいて、当社の主管部門がグループ各社への指導・支援を行っております。

(6) 監査役の監査

監査役は、取締役会のほか、常勤監査役による経営会議その他重要な会議への出席等を通じて、内部監査部やリスクマネジメント委員会等の活動内容、その他当社グループに重要な影響を及ぼす事項等について報告を受けております。取締役会決議事項については、経営会議に出席しない社外監査役も含め、監査役は事前に説明を受けております。また、代表取締役と監査役との定期的な意見交換会のほか、社外取締役と監査役との情報共有ミーティングを開催しております。

当社グループにおいて、リスクマネジメントに関わる事案が発生あるいは発生するおそれがある場合は、「グループ・リスクマネジメント規程」に基づいて監査役へも報告しております。また、「グループ企業倫理相談室およびグループ・コンプライアンス・ホットライン規程」に基づいて、内部通報について監査役へ報告する体制を整備しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品を展開するとともに、経営の健全性・透明性・効率性等の観点から当社に相応しいコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、議決権割合が20%以上であるような当社の株券等の買付行為をしようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。

上記2)及び本3)の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.topy.co.jp/ja/stock/policy.html>

4) 上記2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記2)の取り組みを実施しております。上記2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取り組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記2)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5) 上記3)の取り組みについての取締役会の判断

上記3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

したがいまして、上記3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記3)の取り組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項（注））、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記3)の取り組みは上記1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（注）買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標は、連結配当性向30～35%を目安といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当継続等を総合的に勘案し、2021年5月25日の取締役会決議により1株当たり20円とさせていただきます。なお、中間配当は見送らせていただきましたので、年間配当金は1株当たり20円となります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	122,360	流動負債	84,201
現金及び預金	24,477	支払手形及び買掛金	27,009
受取手形及び売掛金	51,109	電子記録債務	13,215
商品及び製品	20,926	短期借入金	23,982
仕掛品	4,902	一年以内償還予定社債	5,300
原材料及び貯蔵品	14,574	リース債務	232
その他	6,427	未払法人税等	923
貸倒引当金	△58	その他の	13,539
固定資産	142,311	固定負債	72,084
有形固定資産	98,091	社債	27,000
建物及び構築物	28,763	長期借入金	24,793
機械装置及び運搬具	44,949	リース債務	367
土地	15,279	繰延税金負債	5,736
リース資産	1,122	執行役員退職慰労引当金	211
建設仮勘定	6,051	役員株式給付引当金	36
その他	1,924	役員退職慰労引当金	60
無形固定資産	3,890	定期修繕引当金	398
投資その他の資産	40,329	退職給付に係る負債	10,782
投資有価証券	29,257	資産除去債務	358
長期貸付金	206	その他	2,339
繰延税金資産	1,634	負債合計	156,286
退職給付に係る資産	386	純資産の部	
その他	8,892	株主資本	99,669
貸倒引当金	△47	資本金	20,983
資産合計	264,672	資本剰余金	18,606
		利益剰余金	62,023
		自己株式	△1,943
		その他の包括利益累計額	7,758
		その他有価証券評価差額金	9,443
		繰延ヘッジ損益	12
		為替換算調整勘定	△2,266
		退職給付に係る調整累計額	568
		非支配株主持分	957
		純資産合計	108,385
		負債・純資産合計	264,672

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		225,121
売上原価		198,318
売上総利益		26,803
販売費及び一般管理費		29,746
営業損失		2,943
営業外収益		
受取利息	135	
受取配当金	659	
持分法による投資利益	1,315	
その他	1,302	3,413
営業外費用		
支払利息	520	
その他	525	1,045
経常損失		575
特別利益		
固定資産売却益	57	
投資有価証券売却益	1,594	1,651
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	215	220
税金等調整前当期純利益		856
法人税、住民税及び事業税	1,396	
法人税等調整額	△1,127	268
当期純利益		587
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		578

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,983	18,606	61,444	△1,711	99,323
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			578		578
自己株式の取得				△240	△240
自己株式の処分				8	8
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	578	△232	346
当 期 末 残 高	20,983	18,606	62,023	△1,943	99,669

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る累 計額	その他利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,440	△5	△1,401	△625	3,409	1,068	103,800
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							578
自己株式の取得							△240
自己株式の処分							8
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	4,002	17	△865	1,194	4,349	△111	4,238
当 期 変 動 額 合 計	4,002	17	△865	1,194	4,349	△111	4,584
当 期 末 残 高	9,443	12	△2,266	568	7,758	957	108,385

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	71,952	流動負債	66,575
現金及び預金	4,725	支払手形	235
受取手形	1,718	買掛金	17,272
売掛金	32,592	短期借入金	10,766
商品及び製品	10,272	一年以内返済予定長期借入金	9,000
仕掛品	1,537	一年以上返済予定社債	7,471
材料及び貯蔵品	8,954	一年以上返済予定債	5,000
前払費用	389	未払費用	1
短期貸付金	6,090	未前払受りの金	3,600
未収入金	4,604	前払受りの金	1,521
その他金	1,097	固定負債	28
貸倒引当金	△30	固定負債	10,848
固定資産	130,622	社定期借入金	828
有形固定資産	63,347	繰上り延税引当金	64,386
建物	17,904	繰上り延税引当金	27,000
構築物	2,991	繰上り延税引当金	22,897
機械及び装置	32,946	繰上り延税引当金	3
車両運搬具	240	繰上り延税引当金	4,305
工具・器具及び備品	610	繰上り延税引当金	8,387
土地	7,581	繰上り延税引当金	195
リース資産	4	繰上り延税引当金	36
建設仮勘定	1,067	繰上り延税引当金	230
無形固定資産	1,427	繰上り延税引当金	1,263
投資その他の資産	65,847	繰上り延税引当金	67
投資有価証券	20,831	負債合計	130,961
関係会社株式	37,014	株主資本	62,480
関係会社出資金	6,147	資本剰余金	20,983
長期貸付金	10	資本準備金	18,758
その他の金	1,859	資本剰余金	18,528
貸倒引当金	△15	利益剰余金	229
資産合計	202,575	利益剰余金	24,676
		固定資産圧縮積立金	24,676
		繰上り延税引当金	80
		繰上り延税引当金	24,596
		繰上り延税引当金	△1,938
		繰上り延税引当金	9,132
		繰上り延税引当金	9,132
		純資産合計	71,613
		負債・純資産合計	202,575

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		124,313
売上原価		114,254
売上総利益		10,059
販売費及び一般管理費		14,329
営業損失		4,270
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,236	
その他の	1,057	3,294
営業外費用		
支払利息	290	
社債利息	136	
その他の	270	697
経常損失		1,672
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	1,576	1,585
特別損失		
固定資産除却損	86	
関係会社株式評価損	895	982
税引前当期純損失		1,069
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	△701	△667
当期純損失		402

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	20,983	18,528	229	18,758	85	24,993	25,079	△1,706	63,115
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△4	4			
当 期 純 損 失						△402	△402		△402
自己株式の取得								△240	△240
自己株式の処分								8	8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△4	△397	△402	△232	△634
当 期 末 残 高	20,983	18,528	229	18,758	80	24,596	24,676	△1,938	62,480

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	5,349	5,349	68,464
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当 期 純 損 失			△402
自己株式の取得			△240
自己株式の処分			8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,782	3,782	3,782
当期変動額合計	3,782	3,782	3,148
当 期 末 残 高	9,132	9,132	71,613

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 麻生和孝 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 矢定俊博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 麻生和孝 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 矢定俊博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小川 幸弘 ⑩

常勤監査役 坂本 弘一 ⑩

監査役（社外監査役） 川岸 哲哉 ⑩

監査役（社外監査役） 酒井 明夫 ⑩

以上

メ モ

A series of 16 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



ウェブサイトの
ご案内

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。
また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家の皆さまへ」内で各種開示資料をご覧いただけます。



<http://www.topy.co.jp/>

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



株主総会会場ご案内図

日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時

場所

アートヴィレッジ大崎
セントラルタワー7階
当社会議室



東京都品川区大崎一丁目2番2号

TEL: 03-3493-0777

最寄駅: 大崎駅 (JR線・りんかい線)

アクセス: 大崎駅北改札口を出て
東口より徒歩3分



ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来臨賜りますようお願い申し上げます。また、お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



<http://www.topy.co.jp/>